次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
名称　住所	名称　住所
［略］	［同上］
陶都信用農業協同組合 岐阜県多治見市音羽町三丁目二十五番地の一	陶都信用農業協同組合 岐阜県多治見市音羽町三丁目二十三番地
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○農林水産省告示第千五百四号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年十月一日　農林水産大臣　簗　和生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年三分三厘以内となる資金にあっては、年四分五厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年三分三厘とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第二十七号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロから二まで並びに第二号ロ及びハ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年十月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（点検頻度）	（点検頻度）
第四条　規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。	**第四条**　規則第五十三条第二項第五号の頻度は次の各号に掲げるとおりとする。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあっては隔月一回以上 イ　柱上に高圧変圧器がないもの又は柱上に高圧変圧器があるものであって、当該高圧変圧器及びその支持物が落下することのないように設置され、かつ、当該高圧変圧器の上面について適確に点検を実施できるよう措置したもの ロ～ニ　（略）	七　次のイからニまでの設備条件の全てに適合する信頼性の高い需要設備であって設備容量が百キロボルトアンペア以下のもの又は低圧受電の需要設備にあっては隔月一回以上 イ　柱上に設置した高圧変圧器がないもの ロ～ニ　（略）
八～十三　（略）	八～十三　（略）

○国土交通省告示第千百八十五号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第八条第三項、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第百四十七条第三項及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第三条第一項の規定に基づき、標準運送約款等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年十月一日　国土交通大臣　井林　辰憲

標準運送約款等の一部を改正する告示

（標準運送約款の一部改正）

第一条　標準運送約款（昭和六十一年運輸省告示第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

旅客運送の部第二十条⑷イ中「国籍」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）」に改める。

（ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示の一部改正）

第二条　ＯＣＲに用いる申請書の記載方法に関する告示（平成十五年国土交通省告示第六百六十号）の一部を次のように改正する。

海技免許限定解除（変更）申請書（第3号様式）⑶中「国籍欄」を「国籍等欄」に、「国籍を表示する」を「国籍等を表示する」に、「外国の国籍」を「国又は地域（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）に属する国籍」に、「その国籍国」を「当該国又は地域」に改める。

登録事項（海技免状）訂正申請書（第5号様式）⑵中「国籍」を「国籍等」に改める。

操縦免許申請書（第18号様式）⑺中「国籍欄」を「国籍等欄」に、「国籍を表示する」を「国籍等を表示する」に、「外国の国籍」を「国又は地域に属する国籍」に、「その国籍国」を「当該国又は地域」に改める。

登録事項（操縦免許証）訂正申請書（第21号様式）⑵中「国籍」を「国籍等」に改める。

操縦免許証更新申請書（第22号様式）⑴中「国籍」を「国籍等」に改め、同様式⑵中「国籍の」を「国籍等の」に改め、同様式⑶中「外国の」を「国又は地域に属する」に、「国籍欄に国籍」を「国籍等欄に当該国又は地域」に改める。

小型船舶操縦士国家試験申請書（第25号様式）⑼中「国籍等欄」を「国籍等欄」に、「国籍を表示する」を「国籍等を表示する」に、「外国の」を「国又は地域に属する」に、「その国籍国の国名」を「当該国名又は地域名」に改め、同様式⑽中「国籍が」を「国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）が」に、「国籍欄」を「国籍等欄」に改める。

別表第5中「国名」を「国名又は地域名」に改める。